

訂正とお詫び

【INPUT講座】のご受講をありがとうございます。

さて、テキスト（INPUT編）の記述につき、下記の箇所において訂正が判明致しました。誠に申し訳ございません。

お手数とご迷惑をお掛け致しますが、お手元のテキストを修正していただけますように宜しくお願い致します。

【不登法I】

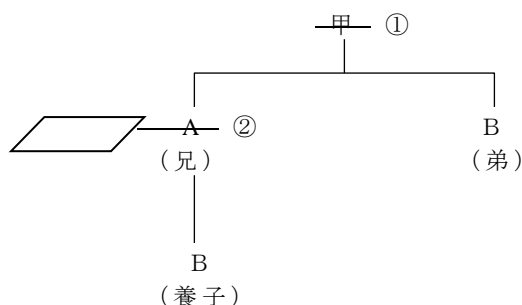
頁数	場所	誤	正
219	③の下に追加	④相続登記の申請に際し法定相続情報一覧図の写しが提供をもって、 <u>法定代理人であることを証する情報の提供に代えることはできない。</u>	
228	(2)	(注) のとおり差替え	

(注)

(2) 相続放棄

① 二重資格者と放棄

- a 養子として相続放棄をするのか、弟として相続放棄をするのかが明確にされていない場合は、併有する相続人資格のいずれにおいても、相続放棄をしたものと扱われる (昭32.1.10第61号・昭41.2.21第172号)

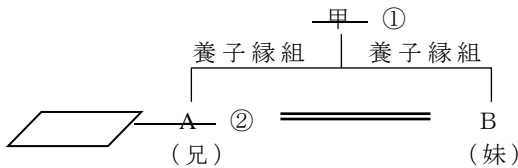


BはAの子として相続放棄した以上、弟としての地位でも放棄したことになる。

※相続放棄は、相続人が自己のために開始した相続の効力を受けることを拒絶してその効力を消滅させる意思表示であるから、第1順位たる直系卑属としてだけでなく、次順位たる兄弟姉妹としての相続権も放棄したことになる。

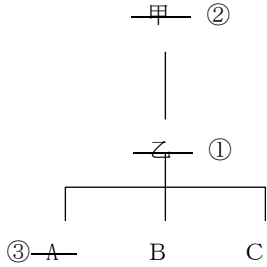
「相続放棄申述受理証明書」には、「被相続人との続柄」が記載されないため、当該証明書だけでは、相続人がどの相続人の資格で相続放棄をしたのかは明らかにならない。なお、「相続放棄申述書」については、「被相続人との続柄」がその記載事項とされている。

- b 申請人が配偶者（妻）として相続放棄をしたことを確認することができる相続放棄申述書の謄本及び妹としては相続放棄をしていない旨記載された印鑑証明書付きの上申書が提供されている場合
 ⇒配偶者としての相続放棄の効果は、妹としての相続人の資格には及ばない（平27.9.2第363号・登研820号）



※相続放棄は単純明快である必要があり、相続権の一部に対する放棄は認められないとの見解がある
 ▼ しかし
 相続放棄は、特定の相続人としての資格を放棄することであるから、相続人として資格を2つ有する場合には、放棄しうる資格もまた2つ有すると考えるのが自然である
 ▼ そこで
 実体法上、相続放棄の効果がどの相続人の資格に及ぶのかについては、相続放棄をする者がどの相続人の資格において相続放棄をする意思を有していたのかという当該相続人の意思表示の問題であり、相続放棄の効果が当然に他の相続人の資格にも及ぶと解することはできない
 ▼
 本件では、申請人が配偶者（妻）として相続放棄をしたことを確認することができる相続放棄申述書の謄本及び妹としては相続放棄をしていない旨記載された印鑑証明書付きの上申書が提供されていることから、登記官は、申請人が配偶者として相続放棄をしたが、妹としては相続放棄をしていないことが明らかになっていると判断することができる
 ▼ なお
 本件回答によって上記aの先例が変更されたわけではなく、提供された添付情報から、相続人の資格を併有する者がどの相続人の資格で相続放棄をしたのかが明らかとならない場合は、いずれの資格においても相続の放棄をしたものとして扱われる（登研820号）

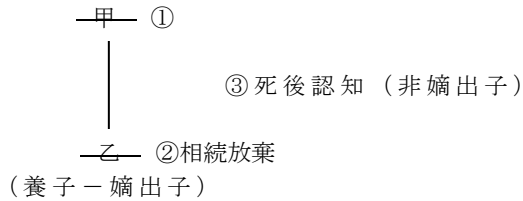
c



甲の死亡で代襲相続したABCのうち、Aが死亡
 ⇒BCは甲の死亡で開始した相続権を放棄しても、Aの相続で開始した相続権を放棄したことにならない(登研384号)

d 養子が相続放棄をした後、養親子間で死後認知の裁判が確定した場合
 ⇒養子は非嫡出子としての相続権は取得しない(昭43.8.5第2688号)

※嫡出子であれば非嫡出子ではなく、嫡出子・非嫡出子、双方の地位の併用はないので、相続資格の併用もあり得ず、嫡出子の立場で放棄しておいて、非嫡出子の立場で相続するのは不可。



cf. 廃除後に新たな身分を取得した場合に相続できることと区別
 ex. 認知した非嫡出子を廃除した後、その子を養子にした場合

